

「ふるさと芳賀」を 応援してください

芳賀町の豊かな自然や環境の中で過ごし、今は都会や離れた地域に住み働いている皆さん、自分の生まれ育った「ふるさと芳賀」を応援してくださいませんか。
町では皆さんの思いを善意の寄附という形でいただき、芳賀町をより元気にするための事業に充てさせていただきます。

この度「ふるさと芳賀応援基金条例」を制定しました。

この条例は、ふるさと芳賀の未来を担う子どもたちの教育・子育て支援や高齢者の健康・福祉の増進、豊かな自然環境の保全のために、ふるさとを愛する皆さんからの寄附金を充てさせていただきます、安全・安心なまちづくりを進めようとするものです。

「寄附金の使い道」

- ① 未来を担う子供の教育、健全育成に関する事業
- ② 福祉の充実と健康増進に関する事業
- ③ 豊かな自然環境を保全する

事業
④ その他、目的達成のため必要と認める事業

「寄附金の運用」

皆さんからいただいた寄附金は、適正に管理運用するため「ふるさと芳賀応援基金」に積み立てます。基金は金融機関への預金など、最も確実有利な方法により保管します。その運用状況と事業実施状況は「広報が」および町ホームページで報告します。

「寄附の方法」

○芳賀町役場窓口の場合
役場会計課窓口で配布している申込書に必要事項を記入してください。寄附金と合わせてお受けします。

○ゆうちょ銀行郵便局窓口の場合
「ふるさと芳賀応援基金」パンフレット下段にある払込取扱票に必要事項を記入のうえ、寄附金を添えて窓口にお申し込みください。

いずれの場合も、窓口で領収書をお受け取りください。後日、寄附金受領証明書を郵送します。この証明書は、確定申告時の税控除に必要となりますので、大切に保管してください。

町外在住の方に寄附をいただいた場合は5,000円相当の「ふるさと特産品」を送付させていただきます。

「税の控除について」

平成20年1月から12月の間に寄附した場合、確定申告をすることにより所得税は平成20年度分が軽減され、個人住民税は平成21年度分が軽減されます。

左のページに控除のモデルケースを掲載していますので、参考にしてください。
不明な点は、所得税に関しては税務署、個人住民税に関してはお住まいの市町村にお問い合わせください。

税控除のモデルケース

給与収入700万円、扶養家族{妻、子2人(17歳、12歳)}とした場合

給与所得	5,100,000円	{所得控除額2,470,000円(所得税)、2,140,000円(住民税)}
所得税	165,500円	(限界税率10%) (課税標準所得2,630,000円)
住民税所得割	293,500円	(課税標準所得2,960,000円)

上記の場合で、**40,000円**の寄附をしたときは、下図のような計算になります。
※限界税率とは、所得税で適用されている最高の税率をいいます。課税標準所得により5~40%になります。

寄附金控除対象額の計算 ①

- (1) 寄附金合計額-5,000円
- (2) 総所得の30% (所得税は40%)
- (1)と(2)のうち、少ない方の額が寄附金控除対象額

<計算例>
(1) 40,000円-5,000円=35,000円、(2) 5,100,000円×30%=1,530,000円
従って、寄附金控除対象額=35,000円

住民税の控除方法

《寄附金控除として計算》
総所得から①で計算した額を差し引く
<計算例>
5,100,000円-2,140,000円-35,000円
= 2,925,000円
→計算住民税所得割 290,000円
→293,500円-290,000円=3,500円 減税

《税額特例控除として計算》
住民税所得割額から下記で求められる金額を差し引く
寄附金控除対象額×(90%-限界税率)
※ただし、住民税所得割の10%が上限
<計算例>
35,000円×(90%-10%)=35,000円×80%
=28,000円(<所得割の10%=29,350円)
→28,000円 減税

所得税の控除方法

《寄附金控除として計算》
総所得から①で計算した額を差し引く
<計算例>
5,100,000円-2,470,000円-35,000円
=2,595,000円
→計算所得税 162,000円となり
→165,500円-162,000円=3,500円減税

- <注意>
- 寄附金控除を受けるためには、確定申告をする必要があります。その際、寄附金の領収書(原本)を、申告書に添付して提出してください。
 - 寄附先の地方公共団体に、出身地や居住地などの制限はありません。

所得税と住民税をあわせて、**35,000円**が減額されます

振り込め詐欺にご注意
ください!



「ふるさと寄附」をかたった不当な請求が発生する恐れがあります。詐欺などには十分ご注意ください。
芳賀町では、寄附をお申し込みいただいた方以外に対して、口座などを指定して振り込みを求めたり、ATMの操作を求めたりすることはありません。

「ふるさと芳賀応援寄附金」に関する問い合わせ
企画課財政係

☎028(67)6031

寄附金控除に関する問い合わせ
税務課課税係

☎028(67)6035